



神戸市公報

発行所 神戸市中央区加納町6丁目5番1号
神戸市役所
編集兼印刷発行人 神戸市長
発行日 毎週火曜日

目次

種類	件名	所管部署	ページ
告示	土壌汚染対策法第11条第1項に基づく「形質変更時要届出区域」の指定	環境局環境保全課	1
告示	土壌汚染対策法第11条第1項に基づく「形質変更時要届出区域」の指定	環境局環境保全課	2
告示	地縁による団体の認可についての告示事項の変更(漆山自治会ほか)	地域協働局地域活性課	3
告示	生活保護法等による医療機関の指定	福祉局くらし支援課	5
告示	生活保護法等による指定医療機関の指定の辞退	福祉局くらし支援課	6
告示	生活保護法等による指定医療機関の事業の廃止	福祉局くらし支援課	7
告示	生活保護法等による指定施術者の事業の廃止	福祉局くらし支援課	8
告示	生活保護法等による施術者の指定	福祉局くらし支援課	9
告示	生活保護法等による指定医療機関の名称等の変更	福祉局くらし支援課	10
告示	生活保護法等による指定介護機関の名称等の変更	福祉局くらし支援課	11
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局西建設事務所	12
告示	放置自転車等の撤去及び保管	建設局西部建設事務所	14
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道 高塚線)	建設局道路管理課	16
告示	道路法による道路の区域変更・供用開始(市道 兵庫南50号線他)	建設局道路管理課	17
公告	摩耶地区まちづくり協定の更新締結	都市局まち再生推進課	18
公告	開発行為に関する工事の完了(西区玉津町)	都市局都市計画課	19
水道局	神戸市指定給水装置工事事業者の指定取消処分	水道局給水課	20

神戸市告示第211号

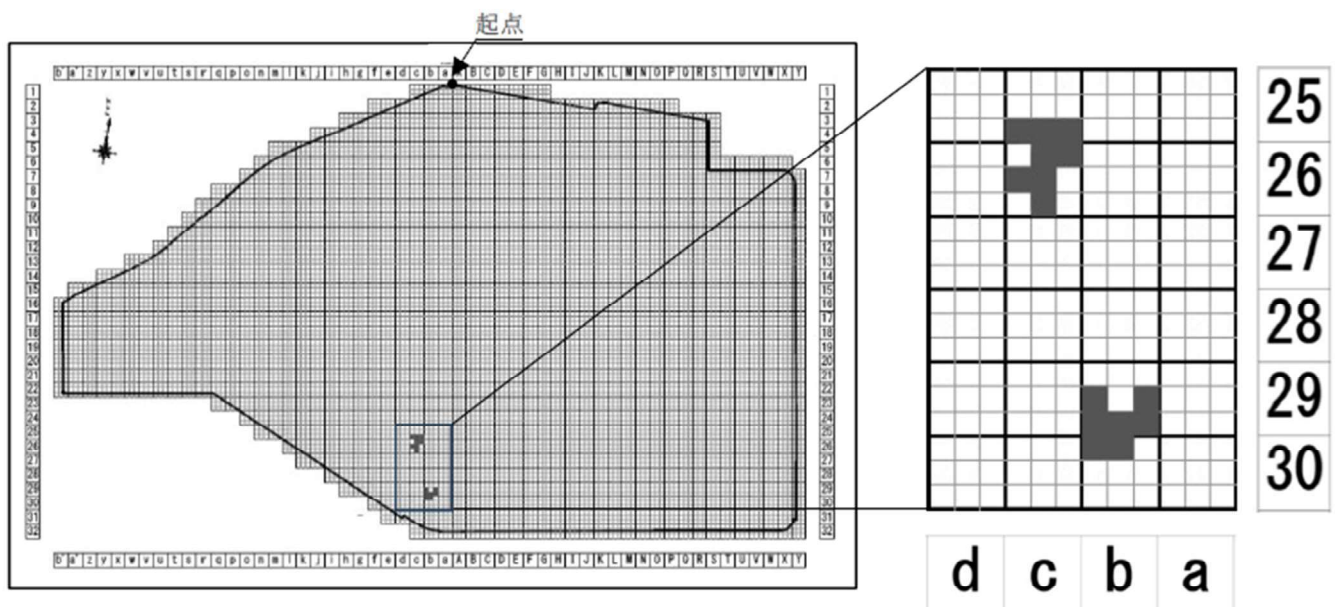
土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を、次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

令和8年7月8日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定する区域
灘区灘浜東町9番2、9番14、10番6の各一部
（別図のとおり）
- 2 特定有害物質の名称
砒素及びその化合物、ふっ素及びその化合物

別図



<凡例>

- : 起点
- : 敷地境界線
- : 形質変更時要届出区域

<起点>

起点は、神戸市灘区灘浜東町2番の最北端とする。

<格子の回転角度>

81° 58' 31"

起点を通り、東西方向及び南北方向に引いた線並びにこれらと並行して10m間隔で引いた線により形成される格子を、起点を支点として座標北から時計回りに回転させた角度を示す。

神戸市告示第212号

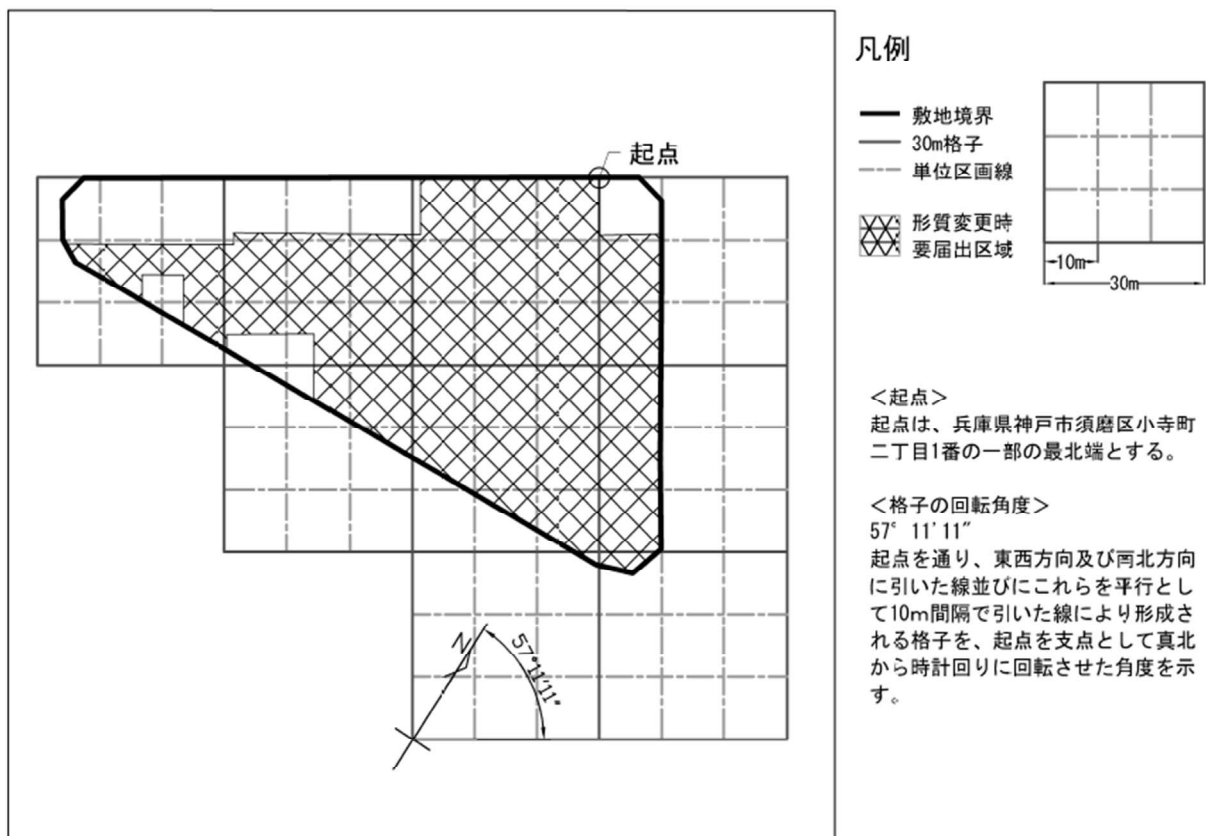
土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第11条第1項の規定に基づき、特定有害物質によって汚染されている区域を、次のとおり形質変更時要届出区域に指定する。

令和8年7月13日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 指定する区域
須磨区小寺町2丁目1番の一部
(別図のとおり)
- 2 特定有害物質の名称
鉛及びその化合物
ふっ素及びその化合物

別図



神戸市告示第222号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第260条の2第11項の規定により、漆山自治会、藤原台中町自治会、藤原台南町自治会、舞多聞みつけ南倶楽部、神明ハイツ自治会について、告示された事項に変更があったとして届出があったので、同条第10項の規定により次のとおり告示する。

令和8年7月21日

神戸市長 久 元 喜 造

1 届け出た地縁による団体

名称	漆山自治会	藤原台中町自治会	藤原台南町自治会
主たる事務所	神戸市西区伊川谷町有瀬 555番地の6	神戸市北区藤原台中町3 丁目6番7号	神戸市北区藤原台南町4 丁目27番1号
代表者の氏名	堀田 秀弘	武中 隆宏	北村 美保子
代表者の住所	神戸市西区伊川谷町有瀬 745番地の3	神戸市北区藤原台中町7 丁目9番21号	神戸市北区藤原台南町1 丁目3番10号

名称	舞多聞みつけ南倶楽部	神明ハイツ自治会
主たる事務所	神戸市垂水区舞多聞東2 丁目3番7号	神戸市西区玉津町新方字 大東69番地の15
代表者の氏名	葛西 義廣	角谷 孝明
代表者の住所	神戸市垂水区舞多聞東2 丁目3番7号	神戸市西区伊川谷町潤和 1797番地の69

2 変更があった事項及びその内容、変更年月日

(1) 漆山自治会

令和8年5月6日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	山本 泰裕	堀田 秀弘
代表者の住所	神戸市西区伊川谷町有瀬813番地の1	神戸市西区伊川谷町有瀬745番地の3

(2) 藤原台中町自治会

令和8年4月12日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	黒川 富美子	武中 隆宏
代表者の住所	神戸市北区藤原台中町3丁目9番10号	神戸市北区藤原台中町7丁目9番21号

(3) 藤原台南町自治会

令和8年4月26日変更

	変更前	変更後
代表者の氏名	隠田 怜子	北村 美保子
代表者の住所	神戸市北区藤原台南町5丁目18番64号	神戸市北区藤原台南町1丁目3番10号

(4) 舞多聞みつけ南倶楽部

令和8年5月10日変更

	変更前	変更後
主たる事務所	神戸市垂水区舞多聞東2丁目7番15号	神戸市垂水区舞多聞東2丁目3番7号
代表者の氏名	三木 慎二	葛西 義廣
代表者の住所	神戸市垂水区舞多聞東2丁目7番15号	神戸市垂水区舞多聞東2丁目3番7号

(5) 神明ハイツ自治会

令和8年4月4日変更

	変更前	変更後
目的	会員の融和を保ち、住宅内住民の生活環境保全及び福祉増進、文化の向上を図る事を目的とし次の各号に掲げる事業を行う。 (1) 会員相互の親睦に関する事。 (2) 住宅内の環境保全に関する事。 (3) 集会施設その他の財産の維持、管理を図る事。 (4) 福利、厚生等に関する事。 (5) 住宅内の風紀、防犯、防災に関する事。 (6) 各関係団体に対する陳情、交渉に関する事。 (7) その他目的達成に必要な事。	次の事項を目的とし活動を行う。 (1) 区域内の公園や道路の清掃・美化、ゴミステーションの環境整備 (2) 区域内の防犯や防災のための活動 (3) 市政への協力や陳情及び他団体との連絡調整 (4) 会員相互の親睦
区域	神戸市西区伊川谷町潤和1756番地の5、1757番地の2、1757番地の4、1757番地の7、1759番地の4、1797番地の1から1811番地の20まで、並びに玉津町新方65番地の2から74番地の29までとする。	神戸市西区伊川谷町潤和1756番地の4、5、1757番地の2、4、7、1759番地の4、1797番地から1811番地の20まで、並びに玉津町新方65番地の2から74番地の30までとする。

令和8年7月21日 神戸市公報第3972号

神戸市告示第223号

次の医療機関について、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 49 条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の指定をしたので、生活保護法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 8 年 7 月 21 日

神戸市長 久 元 喜 造

名称	所在地	指定年月日
訪問看護ステーション ハートリンク神戸兵庫	神戸市兵庫区大開通 1 丁目 1 番 1 号	令和 8 年 6 月 1 日
S A N A R e n	神戸市垂水区名谷町字北野屋敷 3052 番地 2	令和 8 年 6 月 1 日

神戸市告示第224号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 51 条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の指定の辞退があったので、生活保護法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 8 年 7 月 21 日

神戸市長 久 元 喜 造

名称	所在地	辞退年月日
あい歯科	神戸市兵庫区浜崎通 3 番 1 5 号	令和 8 年 6 月 20 日

神戸市告示第225号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、当該指定医療機関の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 8 年 7 月 21 日

神戸市長 久 元 喜 造

名称	所在地	廃止年月日
久保みずき小児科・産婦人科	神戸市垂水区舞多聞西 6 丁目 1 番 1 号	令和 8 年 3 月 31 日

令和8年7月21日 神戸市公報第3972号

神戸市告示第226号

次の指定を受けた施術者について、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 50 条の 2 および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、当該指定を受けた施術者の事業を廃止したとして届出があったので、生活保護法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 8 年 7 月 21 日

神戸市長 久 元 喜 造

1 はり・きゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
中村 謙太（鍼灸 中村屋 神戸院）	中村 謙太	神戸市中央区国香通 4 丁目 1 番 16 号	令和 7 年 12 月 31 日
中村 謙太（4 丁 目はり・きゅう・ 整骨治療所）	中村 謙太	神戸市中央区神若通 3 丁目 3 番 19 号	令和 8 年 2 月 28 日

神戸市告示第227号

次の施術者について、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 55 条において準用する同法第 49 条および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の指定をしたので、生活保護法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 8 年 7 月 21 日

神戸市長 久 元 喜 造

1. はり・きゅう師

施術所の名称	施術者の氏名	施術所の所在地	指定年月日
洗 鉦添（訪問鍼灸マッサージ ピース）	洗 鉦添	神戸市灘区山田町 2 丁目 1 番 12 号	令和 8 年 6 月 1 日
藤澤 太一（ハピネス治療院）	藤澤 太一	神戸市垂水区西舞子 2 丁目 1 番 46 号	令和 8 年 6 月 2 日
藤澤 太一（ハピネス訪問鍼灸マッサージ灘院）	藤澤 太一	神戸市灘区王子町 1 丁目 1 番 3 号	令和 8 年 6 月 2 日
藤澤 太一（ハピネス訪問鍼灸マッサージ須磨院）	藤澤 太一	神戸市須磨区北落合 5 丁目 6 番 24 号	令和 8 年 6 月 2 日
大江 祥（訪問鍼灸たか）	大江 祥	神戸市北区鈴蘭台西町 5 丁目 16 番 1	令和 8 年 5 月 25 日
大江 祥（訪問鍼灸たか 兵庫治療院）	大江 祥	神戸市兵庫区上沢通 7 丁目 1 番 9 号	令和 8 年 5 月 25 日
国分 南欧海（訪問鍼灸たか）	国分 南欧海	神戸市北区鈴蘭台西町 5 丁目 16 番 1	令和 8 年 5 月 25 日
国分 南欧海（訪問鍼灸たか 兵庫治療院）	国分 南欧海	神戸市兵庫区上沢通 7 丁目 1 番 9 号	令和 8 年 5 月 25 日

神戸市告示第228号

次の指定医療機関について、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 50 条の 2 および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、当該指定医療機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 8 年 7 月 21 日

神戸市長 久 元 喜 造

名称	所在地	変更年月日
(新)ていクリニック	神戸市垂水区小東山本町 3 丁目 2 番 28 号	令和 8 年 2 月 1 日
(旧)てい小児科クリニック		

神戸市告示第229号

次の指定介護機関について、生活保護法（昭和 25 年法律第 144 号）第 54 条の 2 第 4 項において準用する同法第 50 条の 2 および中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律（平成 6 年法律第 30 号）第 14 条第 4 項の規定により、当該指定介護機関の名称等に変更があったとして届出があったので、生活保護法第 55 条の 3 の規定により告示する。

令和 8 年 7 月 21 日

神戸市長 久 元 喜 造

当該変更にかかる介護事業所の名称	当該変更にかかる介護事業所の所在地	介護事業者の名称	介護事業者の主たる事務所の所在地	変更年月日	サービス種類
ケアプランセンターフクシクラフト	(新) 神戸市中央区磯辺通 2 丁目 2 番 25 号 (旧) 神戸市中央区吾妻通 1 丁目 1 番 28 号	フクシクラフト株式会社	神戸市中央区磯辺通 2 丁目 2 番 25 号	令和 8 年 6 月 1 日	居宅介護支援（ケアプラン作成） 居宅介護支援（ケアプラン作成）
C a r e ステーション ひととき	(新) 神戸市中央区磯辺通 2 丁目 2 番 25 号 (旧) 神戸市中央区吾妻通 1 丁目 1 番 28 号	フクシクラフト株式会社	神戸市中央区磯辺通 2 丁目 2 番 25 号	令和 8 年 6 月 1 日	訪問介護 訪問型サービス(独自) ／生活支援 訪問サービス)

神戸市告示第230号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条、第12条第2項、第23条の2及び第23条の3の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する

令和8年7月21日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 自転車等の保管及び返還の場所。自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去し、及び保管した自転車等の台数。撤去し、及び保管した年月日。並びに問い合わせ先。

別表のとおり

- 2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

- 3 返還事務を行う時間

西神保管所

（ア） 火曜日・木曜日 午後3時から午後7時まで。

（イ） 土曜日 午後1時から午後5時まで。

（ウ） 条例による撤去を実施したときは、撤去日を含め（日曜日、祝日を除く）連続6日間、
平日 午後3時から午後7時まで、土曜日 午後1時から午後5時まで。

- 4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

- 5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合において、その保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去し、及び保管した自転車等の台数	撤去し、及び保管した年月日	問 い 合 わ せ 先
西区高塚台6丁目 西神保管所 電話 992-3763	西神中央駅周辺自転車等 放置禁止区域	自転車 2 台	令和 8 年 6 月 4 日	西区玉津町今津字宮の西 333番地の1 建設局西建設事務所 電話 912-3750
	学園都市駅前自転車駐車場内 長期放置	自転車 2 台	令和 8 年 6 月 11 日	
	伊川谷駅前自転車駐車場内 長期放置	自転車 1 台	令和 8 年 6 月 26 日	
	西建設事務所管内自転車等 放置禁止区域外長期放置	自転車 7 台	令和 8 年 6 月 26 日	

神戸市告示第231号

神戸市自転車等の放置の防止及び自転車駐車場の整備に関する条例（昭和58年4月条例第3号）第11条、第12条第2項、第23条の2及び第23条の3の規定により自転車等を撤去し、及び保管したので、同条例第13条第1項の規定により次のとおり告示する。

令和8年7月21日

神戸市長 久 元 喜 造

1 自転車等の保管及び返還の場所、自転車等が置かれ、又は放置されていた場所、撤去及び保管した自転車等の台数、撤去及び保管した年月日並びに問い合わせ先別表のとおり。

2 保管期間

この告示の日から1月間（その保管に不相当な費用を要するときに限る。）

3 返還事務を行う時間

(1) 西部保管所・西代保管所

ア 月曜日から金曜日まで 午後3時から午後7時まで。

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで。

(2) 名谷保管所

ア 火曜日・木曜日 午後3時から午後7時まで。

（ただし、即時撤去日より7日間は(1)と同様の運用とする。）

イ 土曜日 午後1時から午後5時まで。

4 返還を受けるために必要な事項

自転車等の利用者等は、当該保管に係る自転車等の返還を受けようとするときは、その住所及び氏名並びに当該自転車等の鍵その他の利用者等であることを証する物を市長に提示しなければならない。

5 その他

この告示の日から起算して6月を経過しても当該保管に係る自転車等（この告示の日から1月を経過してもなお当該自転車等を返還することができない場合においてその保管に不相当な費用を要するため当該自転車等を売却した代金を含む。）を返還することができないときは、当該自転車等の所有権は、本市に帰属する。

別 表

自転車等の保管及び返還の場所	自転車等が置かれ、又は放置されていた場所	撤去及び保管した自転車等の台数	撤去及び保管した年月日	問い合わせ先
須磨区西落合6丁目1番名谷保管所	名谷・妙法寺駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 0台 原動機付自転車 0台	令和8年6月9日	神戸市須磨区妙法寺字ヌメリ石1番地の1 建設局西部建設事務所 電話742-2468
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 8台 原動機付自転車 2台		
長田区御屋敷通2丁目6番西部保管所	新長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 14台 原動機付自転車 0台	令和8年6月10日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 7台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通1丁目1番西代保管所	高速長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 11台 原動機付自転車 0台	令和8年6月11日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 7台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通1丁目1番西代保管所	長田・須磨区管内長期放置	自転車 4台 原動機付自転車 0台	令和8年6月12日	
長田区西代通1丁目1番西代保管所	板宿・西代駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 9台 原動機付自転車 0台	令和8年6月16日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 1台 原動機付自転車 0台		
長田区御屋敷通2丁目6番西部保管所	新長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 15台 原動機付自転車 0台	令和8年6月17日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 7台 原動機付自転車 0台		
長田区御屋敷通2丁目6番西部保管所	鷹取駅(南・北)周辺自転車等放置禁止区域	自転車 3台 原動機付自転車 0台	令和8年6月17日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 0台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通1丁目1番西代保管所	高速長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 22台 原動機付自転車 1台	令和8年6月18日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 0台 原動機付自転車 0台		
長田区御屋敷通2丁目6番西部保管所	新長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 17台 原動機付自転車 0台	令和8年6月20日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 0台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通1丁目1番西代保管所	須磨・須磨海浜公園駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 1台	令和8年6月23日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 2台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通1丁目1番西代保管所	長田・須磨区管内長期放置	自転車 2台 原動機付自転車 0台	令和8年6月24日	
長田区御屋敷通2丁目6番西部保管所	新長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 14台 原動機付自転車 0台	令和8年6月24日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 8台 原動機付自転車 0台		
長田区西代通1丁目1番西代保管所	高速長田駅周辺自転車等放置禁止区域	自転車 4台 原動機付自転車 0台	令和8年6月25日	
	長田・須磨区管内長期放置	自転車 6台 原動機付自転車 1台		

自転車 165台
原動機付自転車 5台

神戸市告示第232号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和8年7月22日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和8年8月4日まで一般の縦覧に供する。

令和8年7月21日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区 間	新旧別	延長 (メートル)	幅 員 (メートル)
市道	高塚線	神戸市西区伊川谷町有瀬字一ノ谷323番7地先から	新	55.20	最大 5.40 最小 4.00
		神戸市西区伊川谷町有瀬字一ノ谷323番8地先まで	旧	55.20	最大 5.30 最小 1.70

神戸市告示第233号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、道路の区域を次のように変更し、同条第2項の規定により、令和8年7月22日からその供用を開始する。

その関係図面は、神戸市建設局道路管理課に備え置いて、令和8年8月4日まで一般の縦覧に供する。

令和8年7月21日

神戸市

代表者 神戸市長 久 元 喜 造

道路の種類	路線名	区間	新旧別	延長 (メートル)	幅員 (メートル)
市道	兵庫南50号線	神戸市兵庫区七宮町1丁目 6番23地先から	新	0.30	8.00
		神戸市兵庫区七宮町1丁目 6番23地先まで	旧	0.30	8.00
	兵庫南51号線	神戸市兵庫区七宮町1丁目 6番23地先から	新	28.10	最大4.80 最小3.60
		神戸市兵庫区七宮町1丁目 6番23地先まで	旧	28.10	最大4.30 最小3.20

神戸市公告

平成28年7月20日付けで締結した摩耶地区まちづくり協定を令和8年7月20日付けで更新締結したので、神戸市地区計画及びまちづくり協定等に関する条例（昭和56年12月条例第35号）第9条第4項において準用する同条第3項の規定により公告します。

令和8年7月21日

神戸市長 久 元 喜 造

神戸市公告

次の開発区域（工区）の全部について開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法（昭和 43 年法律第 100 号）第 36 条第 3 項の規定により公告します。

令和 8 年 7 月 21 日

神戸市長 久 元 喜 造

- 1 開発区域（工区）に含まれる地域の名称
神戸市西区玉津町高津橋字今池尻 42 番、46 番 1、41 番 1 の一部、27 番 1 の一部、
28 番 1 の一部
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
兵庫県高砂市米田町島 2 番地
ヤング開発株式会社
代表取締役 伊藤 勝之
- 3 許可番号
令和 7 年 10 月 10 日 第 8264 号

神戸市水道告示第15号

神戸市指定給水装置工事事業者規程（平成10年3月水道管理規程第10号）第8条の規定により次のとおり神戸市指定給水装置工事事業者の指定を取消したので、同規程第10条の規定により告示する。

令和8年7月21日

神戸市水道事業管理者 坂 田 昭 典

指定番号	名称	所在地	代表者	取消年月日
71582	株式会社 OMOTENASHI産業 千住組	明石市本町2丁目5番 8-201号	千住 啓介	令和8年7月7日